

健生食輸発1216第1号  
令和7年12月16日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ペルー産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のトリフロキシストロビン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年12月10日付け健生食輸発1210第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

#### 記

1. 別表第2から削除

・ペルー産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のトリフロキシストロビン

2. 別表第3から削除

・ペルー産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)のトリフロキシストロビン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「ANDEAN GROWERS GROUP S.A.C.」であるものに限る。)